

令和6年台風第10号による 被災住宅の緊急の修理について

＜はじめに必ずお読みください＞

- 修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
必ず修理前の写真を撮影し保存しておいてください。
- この制度は、申込後に市が修理業者に修理を依頼し、費用を修理業者に直接支払う制度です。

■対象者（世帯）

- 準半壊以上（相当）の損傷を受け雨水の浸入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯
※申込みの際に、り災証明書は不要です。

■緊急修理の対象工事

- 屋根等に被害を受け雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修
※駐車場、倉庫、別荘は対象外となります。
※資材費及び修理に要する施工費等が対象です。

■費用の限度額

- 1世帯あたり 51,500円以内（税込み）
※費用は市から修理業者に直接払います。限度額を超える部分は自己負担となります。

■申込書類 ※工事着手前に提出、手続きの流れは裏面参照

- 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書（様式第1号）
- 被害状況報告書（様式第1号の2）
- 修理見積書（写し）
- その他市が必要に応じて求める書類

■完了期限 ※災害発生の日から30日以内に完了

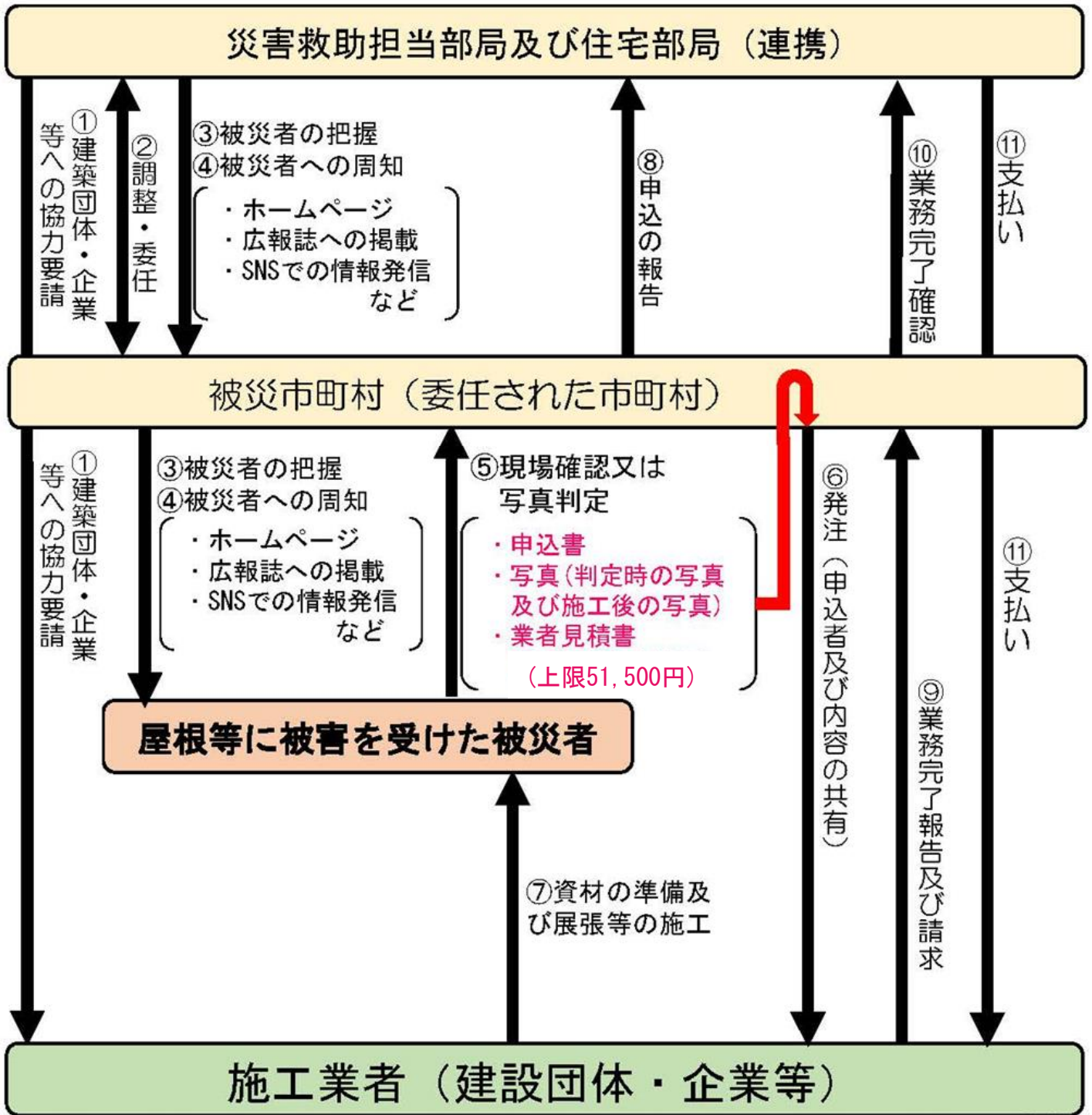
令和6年9月27日（金）まで

問合せ先（相談受付窓口）

建設部公共建築課 TEL：0985-21-1803 FAX：0985-42-6292

Mail：25kenchiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

緊急修理の手續及び流れ



住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

※内閣府資料抜粋

緊急の修理：対象者、限度額、期間

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり51,500円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別基準の設定はなし ・ 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・ ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計
救助期間	災害発生の日から30日以内に完了 （令和6年9月27日（金）まで）	

緊急の修理：支援対象被災例

屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張



- ・ 瓦のズレ
- ・ 下地材が露見等

損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御



- ・ モルタルの脱落、クラック等
- ・ サッシ窓の破損、歪みによる柱の隙間等

アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張

（損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保）



- ・ タイルやモルタルの落下、
- ・ 屋根瓦の落下等